



平成28年 11月

# 簡易裁判所での裁判手続と 「少額訴訟」手続の注意点

簡易裁判所では**140万円以下**の「少額な」裁判手続を扱います。その中でも簡易裁判所で認められる特別な裁判手続きの一つに「**少額訴訟**」があります。

## 少額訴訟の3つの特徴

- 利用条件は**60万円以下の金銭**の支払いを求める場合
- 裁判は**原則1回**の期日で終結
- その判決等を元に**強制執行**ができる

1回で終わらせるために  
証拠はその場で調べられるものに。  
ほぼ争いがない事件に利用されます



便利ですね!!



## 少額訴訟の注意点

- ✓ 同じ人が、同じ簡易裁判所で少額訴訟を利用できるのは年10回まで
- ✓ 想定外な反論があった場合など**債権者側が負ける可能性もあります。**



ただし！  
注意点もあります

少額訴訟？  
通常訴訟？



**F& Partners** 司法書士法人 では どうして いますか？

少額訴訟でなくても期日1回で終わりそうなケースでは  
**通常の訴訟手続を選択しています**

F&Partnersには数多くの訴訟実績がございます  
最適な方法でトラブルを解決いたしますので、お気軽にお問合せを！

